

滝谷川魚漁出入 元禄9年（1696）

三島町滝谷に縄文時代の藤沢遺跡がある。滝谷川と藤沢の合流部にあり、これは川漁に関係する立地だと考えられている。

江戸時代の滝谷、当時滝谷村の山内吉右衛門は天和元年（1681）生まれ、宝暦11年（1761）に81歳で亡くなっている。滝谷川魚漁出入の発生した元禄9年（1696）は16歳、滝谷組郷頭として南山御蔵入騒動に関わったのが享保6年（1721）で41歳のときである。51歳から著作、編さんを多く残した、といわれている。

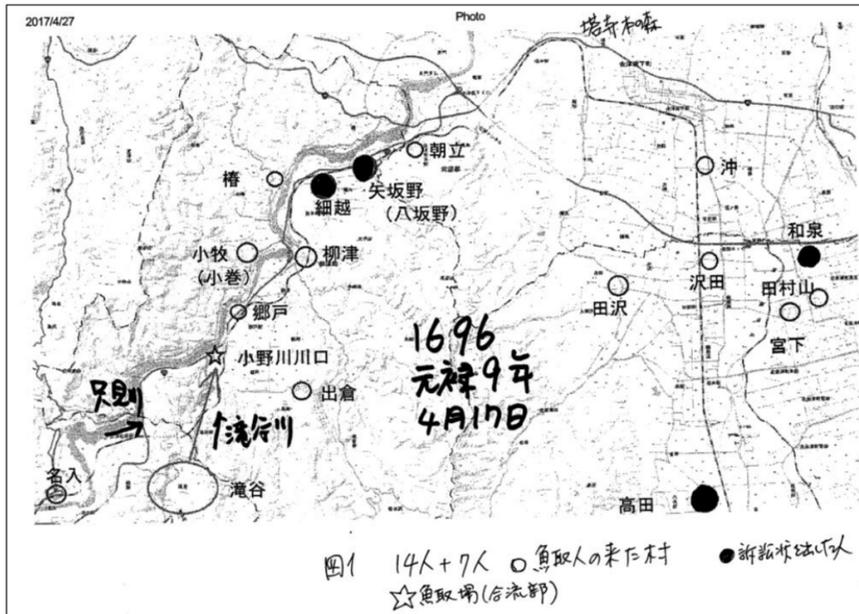
現在、居宅はそのまま現存し、子孫も在住している。

只見川と滝谷川合流部（現在の柳津町小ノ川）は会津藩領であり、その3km上流より南山御蔵入領（滝谷村）となっている。滝谷川の中流・上流は南山御蔵入領である。合流部より約14kmの場所に滝（胃中村）があり「胃中不動滝（六丈の滝）」（『柳津町誌集落編』1977年、341ページ）サケ（鮭）・マス（鱒）がここまで遡上していた、という。私の住む大岐はさらに10km上流にある（合流部より24km）。

只見川と滝谷川の合流部「小野川川口」で21名の人が出網（とあみ）による魚漁を行っている。その漁をした人が会津盆地の現在の会津若松市北会津町・会津美里町新鶴地区・会津坂下町、只見川流域の柳津町、三島町の名入で、各村から数名ずつ集まっているのはなぜか？ということが私の第一の疑問である。

ここでは出入となった後に高田、和泉、矢坂野、細越の各村人が訴人となり会津若松に、その後、幕府へ、という流れになっている（図）。

本書面は近世のものだが、中世の河川権益の領有者は誰だったのか？



最後に関連として、

盛本昌広『中近世の山野河海と資源管理』（岩田書院、2009年）の序章のなかの「4 山野河海領域の領有と資源管理」（23頁）で、高木昭作の『日本近世国家史の研究』第Ⅱ章「惣無事」令と国土の領有、第Ⅲ章「幕藩初期の国奉行制」（岩波書店、1990年）を引用し、

豊臣秀吉は戦国大名の志向を継承し、その一定の達成の上に全国土の領有を実現し、江戸幕府もこれを受け継いだ。高木は小物成について注目し、年貢徴収権と小物成徴収権が分離しており、原則として小物成は秀吉や江戸幕府が徴収するもので、大名領内の山野河海は潜在的には将軍のものであったと指摘した。

戦国大名は山手や野手を徴収しようとする指向性を持ち、給人への知行宛行状において田畠と山野河海を別のものとして宛行っている事例が見られ、田畠と山野河海領域は別次元のものと意識していたと考えられる、としている。

また、山論などの境界紛争で、裁定者は領主（荘園領主）や戦国大名、近世における国境紛争は江戸幕府、高木の提起によれば裁定を行う根拠となるのが国家的領有ならびにその分有であり、これに基づき裁定が行われたことになろう。

滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員の橋本道範『日本中世の環境と村落』（思文閣出版、2015年）の「第2章 中世における琵琶湖漁労の実態とその歴史的意義」（68頁から）では、網野善彦の研究を紹介している。

「湖の民と惣の自治 近江国菅浦」『網野善彦著作集 第10巻 海民の社会』

東京大学の菅豊『川は誰のものか 人と環境の民俗学』（吉川弘文館、2006年）

『新潟県史通史編3近世1』（1987年）484頁、「河川漁業」

鮭（サケ）の捕獲と川役 漁獲物に課す小物成は川役・鮭役などと称して現物納か代米納・代銀納を命じた。

新発田藩の場合、慶長16（1611）年の川役銀は12貫833匁余で、大網・流し網・居繰り網の税、瀬役・滝役、付加税として「十分一役銀」から構成された。

信濃川・阿賀野川河口の村々では漁場を本川・半川（二分一役）・天川（四分一役）に三分し、網の統数に応じて役銀と生鮭を納入した。

高田藩の場合、天和元（1681）年に川役として「鱒・鮎の運上」を納入する村209、役鮭の納入952尺、金額にして125両とある。

奥会津博物館の渡部康人氏からは『鮭瀧運上入札一件扣帳』（文久三年 御新領郡役所）の提供を受けた。また、以下も紹介された。

大石慎三郎校訂『地方凡例集 上巻』（近藤出版社、1969年）。なかをみると、「海高之事」では、海高は其処の負高となり、其村あらん限りハ末代までの煩ひなり、故に中古より改まりて海川を高に結ぶことハ停止となり、当時ハ何ほど大漁ある場所にて役永運上ハ新規に高入にならざるよし尤もことなり

（2017年12月3日 福島県中世史研究会第40回例会で発表した）